

# 畜産食品中の 残留農薬検査結果

(平成13年度)

## 1. はじめに

新しく開発された農薬の増加等を背景に、食品中の残留農薬に関する一層の安全性の確保が求められている。厚生労働省では、従来から食品衛生法に基づき、農産物に残留する農薬の量の限度として残留農薬基準を策定し、農産物の安全性の確保に努めてきたところである。一方畜産食品に関しては、昭和 46 年 6 月 15 日付け環乳第 60 号厚生省環境衛生局長通知により牛乳に対し BHC、DDT 及びディルドリンにつき暫定的基準値が設定されモニタリング検査が要請された。また輸入牛肉よりディルドリンが検出されたことを受け、昭和 62 年 8 月 27 日衛乳第 42 号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知により、輸入牛肉に対し DDT、ディルドリン、ヘプタクロルにつき暫定的基準値が設定され、モニタリング検査が実施されている。これら畜産食品に対しては、現在においても検査を続け残留実態を把握しているところである。またこれとは別に、平成 4 年度より残留性の高い農薬等を選定し、国立医薬品食品衛生研究所食品部を中心に地方衛生研究所及び指定検査機関に対し畜産食品中の残留農薬調査を依頼し、残留実態を把握しているところである。

DDT、ディルドリン、ヘプタクロルの 3 農薬の畜産食品中のモニタリング検査結果については、これまでインターネット等を通じて公表してきたところであるが、今般、平成 13 年度の畜産食品中の残留農薬検査結果として、上記モニタリング検査及び残留実態調査の結果を取りまとめたので報告する。

## 2. 集計方法

平成 13 年度に実施された畜産食品中の残留農薬検査結果として、地方公共団体におけるモニタリング検査結果、検疫所におけるモニタリング検査結果、残留性の高い農薬等を対象とした実態調査の 3 つを併せて集計した。

### 地方公共団体におけるモニタリング検査結果

平成 13 年 3 月 30 日食監発第 53 号監視安全課長通知により、各地方公共団体に対しモニタリング検査について通知し、結果を入手した。

### 検疫所におけるモニタリング検査結果

平成 13 年 3 月 30 日食監発第 54 号監視安全課長通知により、各検疫所に対しモニタリング検査について通知し、結果を入手した。

### 厚生労働省の依頼による畜産食品中の残留農薬実態調査結果

厚生労働省においては、従来から残留性の高い農薬等の畜産食品中の残留状況を把握するため、地方衛生研究所等の協力を得て残留農薬実態調査を実施し

ている。平成 13 年度は、次の 2 機関において調査を実施し、結果を入手した。

東京都立衛生研究所、愛知県衛生研究所

### 3 . 検査対象農薬及び畜産食品

#### 検査対象農薬

BHC、DDT、EPN、HCB、アルドリン、エンドスルファン、エンドリン、カルバリル、クロルデン、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、クロルフェンビンホス、クロルプロファム、ジクロルボス、ジコホール、シペルメトリン、ダイアジノン、ディルドリン、デルタメトリン、テルブホス、トリアゾホス、ピリミホスメチル、フェナミホス、フェニトロチオン、フェノプカルブ、フェンチオン、フェンバレレート、フルシトリネート、プロフェノホス、ヘプタクロル、ペルメトリン、ホスメット、メチダチオン、リンデン  
全 34 農薬

#### 検査対象畜産食品

牛肉、豚肉、羊肉、鶏肉、牛乳、鶏卵

### 4 . 調査結果

平成 13 年度の集計結果の総括を表 1 に示した。集計の対象となった平成 13 年度の畜産食品中の残留農薬検査結果の総数は 3,865 件であった。また、検査の結果として何らかの農薬が検出されたものは 7 件、検査数の 0.18% であり、暫定基準値が設定されているものであって、基準値を超えたものはなかった。

### 5 . 考 察

本検査により検出された農薬の検出最大値は DDT で 0.02ppm (牛肉、豚肉)、0.01ppm (鶏肉)、0.14ppm (羊肉)、ディルドリンで 0.01ppm (鶏肉)、BHC で 0.02ppm (牛肉) であった。各農薬の牛肉に対する残留農薬暫定基準値として、DDT で 5ppm、ディルドリンで 0.2ppm、ヘプタクロルで 0.2ppm が設定されており、牛肉について安全上問題ないことは明らかである。一方、豚肉、羊肉、鶏肉、については残留農薬暫定基準値はないが、DDT、ディルドリン及び BHC の ADI がそれぞれ 0.005mg/kg 体重/日、0.0001mg/kg 体重/日、0.0125mg/kg 体重/日であることから、ADI 比を算出したところ、DDT の豚

肉で 0.6%、羊肉で 4.1%、鶏肉で 0.3%であった。またディルドリンの鶏肉で 14.7%、BHCの牛肉で 0.2%あった。このうちディルドリンについては、今回検出された最高濃度に汚染された鶏肉を、毎日生涯 533g ずつ食べた場合に A D I に達する量である。予想される摂取量が A D I に比べて十分に低いことから、健康に影響を与えるものとは考えられない。

## 6.まとめ

本検査により、残留農薬暫定基準値を超えなかったこと、暫定基準値のない畜産食品については、農薬対 A D I 比が 15%未満であることから、現状で安全上の問題はないことが明らかとなった。

表1 平成13年度総括表

	国産・輸入	検査数	検出数		基準を超える件数	
			件	%	件	%
基準が設定されているもの	国産品	578	2	0.35		
	輸入品	75	0			
	合計	653	2	0.31		
基準が設定されていないもの	国産品	2,414	3	0.12		
	輸入品	798	2	0.25		
	合計	3,212	5	0.16		
総合計	国産品	2,992	5	0.17		
	輸入品	873	2	0.23		
	合計	3,865	7	0.18		

表2 平成12年度総括表

	国産・輸入	検査数	検出数		基準を超える件数	
			件	%	件	%
基準が設定されているもの	国産品	832	6	0.72		
	輸入品	57	0			
	合計	889	6	0.67		
基準が設定されていないもの	国産品	1,091	3	0.27		
	輸入品	132	0			
	合計	1,223	3	0.25		
総合計	国産品	1,923	9	0.47		
	輸入品	189	0			
	合計	2,112	9	0.43		